# 令和元年度

事 業 概 要

消防局

# 目 次

I	消防局の概要		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
$\Pi$	組織と事務分掌	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
Ш	令和元年度 主要	事	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13

## 消防局の概要

1. 局長 長岡 賢二

2. 局の職員数 1,531人(令和元年5月1日現在)

3. 令和元年度予算の概要

一般会計 予算

(単位:千円)

歳入		歳出					
款	金額	款	金額				
17 使用料及手数料	44, 745	12 消防費	20, 706, 332				
18 国庫支出金	81, 443						
19 県支出金	234, 571						
20 財産収入	26, 187						
24 諸収入	211, 727						
25 市債	2, 653, 000						
歳入合計	3, 251, 673	歳出合計	20, 706, 332				

## 消防局

## 総務部

#### 総務課

## <総務係>

- (1) 局, 部及び課の庶務並びに局内事務の連絡及び調整に関すること。
- 儀式及び渉外に関すること。
- 文書に関すること。
- 公印の管守に関すること。 (4)
- 全国消防長会及び全国消防協会に関すること。
- 事務処理用電子計算機の管理に関すること。
- 神戸市消防局指定管理者選定評価委員会に関すること。 (7)
- (8)局の予算の経理に関すること。
- 給与の支給に関すること。 (9)
- 神戸市防火安全協会連絡協議会の指導に関すること。 (10)
- 他の部、課及び係の所管に属しないこと。

#### <企画係>

- 消防に関する重要な施策の推進、調査、研究及び調整に関すること。
- 消防基本計画の立案及び推進に関すること。
- 消防力の整備指針及び管轄区域に関すること。
- 組織及び制度の調査及び研究に関すること。
- 法規に関すること。 (5)
- 消防に関する統計、情報、歴史的資料の収集及び処理の調整に関すること。 (6)
- 広報及び広聴に関すること。
- 争訟に関すること。 (8)
- (9) 県下消防長会に関すること。
- 特命による重要事項の調査に関すること。

## 職員課

## <職員係>

- 課の庶務に関すること。
- 消防職員(以下「職員」という。)の任免,定数及び配置に関すること。組織及び制度に関すること(総務課企画係の所管に属するものを除く。)。
- 職務及び分掌事務に関すること。
- 職員の試験及び選考に関すること。
- 職員の給与の基準に関すること。 (6)
- 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。 (7)
- 神戸市消防職員分限懲戒審査会に関すること。 (8)
- 職員の教養訓練の基準及び調整に関すること。
- 職員の人事評価に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、人事に関すること。

#### <厚生係>

- (1) 職員の安全衛生に関すること。
- (2) 職員の公務災害に関すること。
- (3) 消防職員厚生会に関すること。
- (4) 消防育英会に関すること。
- (5) 共済組合,共助組合その他職員の福利厚生制度事務に関すること。
- (6) 消防職員待機寮の運営に関すること。
- (7) 神戸市消防職員衛生管理審査会に関すること。
- (8) 職員の服制に関すること。
- (9) 職員の表彰に関すること。
- (10) 消防職員委員会に関すること。

#### 施設課

## <施設係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 消防施設の営繕に関すること。
- (3) 局に属する財産の管理に関すること。

#### <装備係>

- (1) 自動車、舟艇及び航空機の設計、配置及び登録に関すること。
- (2) 消防機械器具の配置、保守管理及び機能検査に関すること。
- (3) 自動車の運転及び管理の指導及び研修に関すること。
- (4) 消防用装置及び消防用装備の開発及び改良に関すること。
- (5) 自動車の継続検査、定期検査及び整備管理者に関すること。
- (6) 交通事故の示談の指導に関すること。

#### <情報通信係>

- (1) 消防通信施設の設置、保全及び運営管理に関すること。
- (2) 防災行政無線の統制局及び中継局の維持管理並びに統制局の運用並びに 設備に関する技術的指導に関すること。
- (3) 消防通信施設工事の設計,検査及び監督に関すること。
- (4) 管制システムに係る設備の保守管理に関すること。
- (5) 消防局情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること。

#### 予防部

#### 予防課

## <予防係>

- (1) 部及び課の庶務並びに部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 火災予防対策の樹立,推進及び調整に関すること。
- (3) 火災予防広報に関すること。
- (4) 防火管理者,防災管理者及び自衛消防組織の育成及び指導に関すること。
- (5) 市民生活の安全に関すること。
- (6) 高齢者、障害者その他の災害時において迅速な対応が困難な者の防災の指導に関すること。
- (7) 緊急通報システムの設置に関すること。
- (8) 消防関係の講習に係る一般財団法人神戸すまいまちづくり公社との調整 に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、火災予防業務に関すること。

#### <地域防災支援係>

- (1) 地域の防災に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 地域の防災に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 防災福祉コミュニティの支援に関すること。
- (4) 防災教育の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の防災に関すること。

#### <調査係>

- (1) 火災の調査に関すること。
- (2) 火災原因の鑑識に関すること。
- (3) 火災統計及び調査資料の解析に関すること。
- (4) 火災に係る調査事務の研究,指導及び教養に関すること。
- (5) 生活関連機器の出火危険等の情報の収集及び提供に関すること。

#### 查察課

## <査察係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 防火対象物の査察に関すること。
- (3) 防火管理, 防災管理及び防炎規制に関すること。
- (4) 防火管理上必要な火気の使用に係る規制に関すること。
- (5) 防火対象物の点検に関すること。
- (6) 即時通報の届出(神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)第50条の10の3の規定に基づく届出をいう。)に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、査察業務に関すること。

#### <違反是正係>

- (1) 防火対象物の違反是正に関すること。
- (2) 消防用設備等の点検の指導に関すること。
- (3) 神戸市火災予防条例第50条の19の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関すること。

## <設備指導第1係及び設備指導第2係>

- (1) 高層建築物等の防火安全計画の指導に関すること。
- (2) 消防法(昭和23年法律第186号)第7条の規定に基づく建築物の新築,増築,改築,移転,修繕,模様替,用途の変更又は使用についての許可,認可又は確認に係る同意及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条第4項の規定に基づく消防長への通知(以下「消防同意等」という。)に関すること。
- (3) 消防用設備等の指導及び規制に関すること。
- (4) 防火対象物の使用開始検査(消防法第17条の3の2又は神戸市火災予防条例第52条の規定に基づく検査をいい,消防同意等を伴う検査に限る。)に関すること。
- (5) 建築物の仮使用認定の意見に係る調査に関すること。
- (6) 消防設備士の指導に関すること。
- (7) 防災設備技能講習を行う者に対する指導及び助言に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、消防同意等に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

【設備指導第1係及び設備指導第2係の係別分掌事務は、消防局長が定める。】

危険物保安課

## <危険物係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 危険物施設及び指定可燃物に係る施設(以下「指定可燃物施設」という。) 並びに石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下 「石防法」という。)に基づく特定事業所の保安,査察及び違反是正に 関すること。
- (3) 危険物施設,指定可燃物施設及び消防法第9条の3第1項に規定する物質に係る許可,認可,届出及び検査に関すること。
- (4) 石防法に基づく特定事業所の規制及び指導に関すること。
- (5) 核燃料物質,核原料物質,放射性同位元素,毒物,劇物等に係る施設等の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。
- (6) 消防法及び石防法に係る国、県その他関係機関との危険物事務に関する 連絡及び調整に関すること。
- (7) 神戸市危険物安全協会の指導に関すること。
- (8) 危険物取扱者等の指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、危険物に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

## <保安係>

- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)及び高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に関すること。
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に関すること(市民参画推進局消費生活センターの所管に属するものを除く。)。
- (3) 火薬類及び高圧ガスに係る施設等の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。

## 警防部

#### 警防課

## <警防係>

- (1) 部及び課の庶務並びに部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 警防活動に関する個人装備の整備に関すること。
- (3) 災害時の応急措置命令に伴う補償に関すること。
- (4) 神戸市災害対策本部消防部の所管する事務に関すること。
- (5) 神戸市緊急対処事態対策本部消防部及び神戸市国民保護対策本部消防部 の所管する事務に関すること。
- (6) 風水害対策及び震災対策に関すること。
- (7) 出初め式及び大規模災害訓練の実施に関すること。
- (8) 災害活動の指揮及び指揮支援に関すること。
- (9) 災害活動に係る教育,訓練及び安全管理に関すること。
- 10 消防戦術及び消防機械器具の研究に関すること。
- (11) 特殊災害の警戒及び防除に関すること。
- (12) 特殊災害対策に係る研究,教育及び訓練の実施に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、警防対策に関すること。

#### <計画係>

- (1) 警防業務の総合調整に関すること。
- (2) 警防計画に関すること。
- (3) 消防部隊及び車両の配備運用計画に関すること。
- (4) 地理(市域のものに限る。)に関する情報及び消防水利に関すること。
- (5) 消防活動の障害に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に関すること(市民防災総合センター市民研修係の所管に属するものを除く。)。
- (7) 開発指導に関すること。
- (8) 災害の分析、研究、統計及び記録に関すること。

#### <救助係>

- (1) 救助業務の基本計画の作成に関すること。
- (2) 救助業務(特別高度救助隊に係るものを含む。)の実施に関すること。
- (3) 救助業務に係る研究,教育及び訓練の実施に関すること。
- (4) 国際救助業務に関すること。
- (5) 救助関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (6) 救助統計及び救助情報の収集に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、救助に関すること。

## 消防団支援課

## <消防団係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 消防団員の任免、表彰及び退職報償事務に関すること。
- (3) 消防団員及び消防作業従事者等の災害補償に関すること。
- (4) 神戸市消防協会に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防団に関すること。

#### <整備係>

- (1) 消防団の基礎的施策の立案に関すること。
- (2) 消防団員の服制及び個人装備に関すること。
- (3) 消防団施設の設置及び管理に関すること。
- (4) 消防団機械器具の配置及び保守管理に関すること。

#### 司令課

<司令第1係,司令第2係及び司令第3係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 消防部隊の編成、統制及び運用に関すること。
- (3) 火災,救急,救助その他災害の通報の受信等及び出動指令に関すること。
- ⑷ 災害現場への情報支援及び災害時の各種情報収集に関すること。
- (5) 災害活動の監察に関すること。
- (6) 救急医療情報の収集及び気象情報の処理に関すること。
- (7) 火災警報,火災注意報及び消防信号に関すること。
- (8) 非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、司令業務に関すること。

[司令第1係,司令第2係及び司令第3係の係別分掌事務は,消防局長が 定める。]

#### 救急課

## <救急係>

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 救急業務の基本計画に関すること。
- (3) 救急関係機関との連絡及び調整(救急救命士の再教育及び処置の範囲の拡大に伴い必要な教育に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 救急情報の収集及び救急統計に関すること。
- (5) 救急資機材の配置及び開発に関すること。
- (6) 感染防止対策及び健康管理に関すること。
- (7) 救急業務の需要に係る対策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、救急業務に関すること。

#### <救急指導係>

(1) 応急手当等の普及及び推進の企画に関すること。

- (2) 大規模事業所等の自主救急に関すること。
- (3) 救急隊員の教育及び訓練(救急救命士の再教育及び処置の範囲の拡大に伴い必要な教育を除く。) に関すること。
- (4) 救急業務の需要に係る対策に関すること(救急係の所管に属するものを除く。)。
- (5) 患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、救急指導に関すること。

#### <高度救命推進係>

- (1) メディカルコントロール体制 (医療機関等との連携により救急業務の質的向上を図る体制をいう。) に関すること。
- (2) 救急活動の事後の検証に関すること。
- (3) 救急救命士の再教育及び処置の範囲の拡大に伴い必要な教育の実施並びにこれらに係る医療機関その他の関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (4) 救急救命士の資格の取得に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救急業務の高度化の推進に関すること。

#### 航空機動隊

#### <航空係>

- (1) 航空機動隊(以下「機動隊」という。)の庶務に関すること。
- (2) 航空業務の基本計画の作成に関すること。
- (3) 航空機の運航に関すること。
- (4) 航空業務の教養訓練に関すること。
- (5) 大規模災害発生時における消防隊その他防災要員に対する援助に関す ること。
- (6) 機動隊の派遣に関すること。

#### < 航空整備係>

- (1) 機動隊の施設の管理並びに関連施設との連絡及び調整に関すること。
- (2) 航空機の整備及び定期点検に関すること。
- (3) 航空機の管理に関すること。
- (4) 航空機消防用装置の開発及び改良に関すること。

#### < 航空救助係>

- (1) 災害の警戒, 防除及び情報収集並びに救急活動及び救助活動に関すること。
- (2) 航空救助技術の調査及び研究に関すること。
- (3) 大規模災害発生時における避難広報に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、航空救助に関すること。

# 市民防災総合センター

#### <教育係>

- (1) 市民防災総合センター(以下「防災センター」という。)の庶務並びに防災センター内の事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 職員の研修計画(自動車の運転及び管理に係るものを除く。)に関すること。
- (3) 職員及び消防団員の教育訓練の実施(自動車の運転及び管理に係る研修の実施を除く。)及び調整に関すること。
- (4) 教育訓練に必要な調査及び研究に関すること。
- (5) 各種の災害の予防及び防災に係る研究に関すること。
- (6) 火災に関する科学及び実験並びに危険物等の鑑定及び判定に関すること。

- (7) 消防科学に係る資料の収集及び保存に関すること。
- (8) 市民生活の安全に関わる機器の研究及び開発に関すること。
- (9) 防災センターにおける施設の管理に関すること。

#### <市民研修係>

- (1) 防災センターにおける市民に対する防災教育(以下「市民研修」という。)の実施及び調整に関すること。
- (2) 市民研修に係る訓練施設の活用に関すること。
- (3) 応急手当等の普及及び推進(企画に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に伴う防災センターの拠点としての運用に関すること。

## <特別消防係>

- (1) 特別消防隊の運用に関すること。
- (2) 消防音楽隊その他の音楽による消防広報に関すること。
- (3) 市民に対する防災指導に関すること。
- (4) 防災センターにおける安全運転管理者の職務に関すること。
- (5) 防災センターにおける消防用車両及び機械器具の保守管理及び運用に関すること。
- (6) 防火対象物の査察の実施の支援に関すること。

## 消防署

東灘・灘・中央・兵庫・ 北・長田・須磨・垂水・西

## 総務査察課

#### <総務係>

- (1) 消防署,総務査察課及び消防防災課の庶務並びに署内の事務の連絡,調整及び改善に関すること。
- (2) 文書及び公印の管守に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 事務処理用電子計算機の管理に関すること。
- (5) 職員の人事,給与,教養及び服務に関すること。
- (6) 職員の安全衛生管理に関すること。
- (7) 職員の公務災害補償事務に関すること。
- ⑻ 消防作業従事者等の災害補償事務に関すること。
- (9) 経理に関すること。
- 10 庁舎管理に関すること。
- (11) 職員の福利厚生に関すること。
- (12) 安全運転管理者の職務に関すること。
- (13) 交通事故の示談解決に関すること。
- (14) 神戸市防災コミュニティセンターに関すること(長田消防署に限る。)。
- (15) 防火安全協会・防火協会の指導に関すること。
- (16) 出張所に関すること。
- (17) 救急ステーションに関すること(西消防署に限る。)。
- (18) 他の課及び係並びに分署の所管に属しないこと。

## <査察係>

- (1) 防火管理者, 防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。
- (2) 自衛消防組織(事業所の自衛消防組織に限る。)の育成及び指導に関すること。
- (3) 神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の施行(道路使用工事,断水減水,火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為,煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関することを除く。)に関すること。

- (4) 防火対象物の査察の実施に関すること。
- (5) 防火対象物の違反処理の執行に関すること。
- (6) 防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。
- (7) 消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。
- (8) 建築許可の意見に関すること。
- (9) 消防用設備等の指導及び規制に関すること。
- 10 防火対象物の使用開始検査に関すること。
- (11) 建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関すること。
- (12) 消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。
- (13) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。
- (4) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号), 高圧ガス保安法(昭和26年法 律第204号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律(昭和42年法律第149号)に関すること。
- (15) 火薬類, 高圧ガス, 液化石油ガス, 核燃料物質, 核原料物質, 放射性 同位元素, 毒物, 劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火 活動の障害に係る調査に関すること。
- (16) 神戸市危険物安全協会の指導に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。

#### 消防防災課

#### <消防第1係、消防第2係及び消防第3係>

- (1) 災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関すること。
- (2) 災害活動の指揮及び安全管理に関すること。
- (3) 火災警報,火災注意報及び消防信号に関すること。
- (4) 消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。
- (5) 整備管理者の職務に関すること。
- (6) 消防機械器具の保守管理に関すること。
- (7) 消防用車両,機械器具,通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。
- (8) 関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。
- (9) 救助業務の実施及び訓練に関すること。
- (10) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- 11) 災害情報の収集及び記録に関すること。
- (12) 被災証明に関すること。
- (13) 消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。
- 14) 神戸市火災予防条例の施行(道路使用工事,断水減水,火災とまぎら わしい煙又は火炎を発するおそれのある行為,煙火打上げ仕掛け及び 指定洞道等の届出並びに催しに関することに限る。)に関すること。
- (15) 消防団に関すること。
- (16) 火災予防広報に関すること。
- 17) 防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関すること。
- (18) 防災教育の支援に関すること。
- (19) 自衛消防組織(事業所の自衛消防組織を除く。)の育成及び指導に関すること。
- 20 事業所の防災協力 (総務係の所管に属するものを除く。) に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施(査察係の所管に属するものを除く。)に関すること。

[消防第1係,消防第2係及び消防第3係の係別分掌事務は,消防局長が 定める。]

#### <救急係>

- (1) 救急業務の実施及び訓練に関すること。
- (2) 救急統計及び救急報告に関すること。
- (3) 管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。

- (4) 市民救急の普及啓発に関すること。
- (5) 救急広報に関すること。
- (6) 消防対象物の査察の実施に関すること。(消防係の所管に属するものを 除く。)
- (7) その他救急事務に関すること。

## 北神分署

- 地域住民、消防団、各種団体等との消防に関する事務の調整に関すること。
- 分署の庶務に関すること。
- 公印の管守に関すること。
- 職員の安全衛生管理に関すること。
- 庁舎管理に関すること。
- 安全運転管理者の職務に関すること。
- 車両及び機器の保守管理に関すること。
- 予防査察及び指導に関すること。 (8)
- 神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。 (9)
- (10)
- 防火相談に関すること。 自衛消防訓練の実施に関すること。 (11)
- 総務査察課査察係第14号に掲げる事務に関すること。
- 消防防災課消防第1係,消防第2係及び消防第3係の分掌事務に関する こと。
- (14) 消防防災課救急係の分掌事務に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要があると認める事項に関す ること。

#### 出張所

## 「 有馬・北須磨 )

- (1) 出張所の庶務に関すること。
- (2) 職員の安全衛生管理に関すること。
- 庁舎管理に関すること。
- 安全運転管理者の職務に関すること。
- 車両及び機器の保守管理に関すること。 (5)
- 予防査察及び指導に関すること。 (6)
- 神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。
- 防火相談に関すること。
- 自衛消防訓練の指導に関すること。
- 総務査察課査察係第14号に掲げる事務に関すること。
- 消防防災課消防第1係,消防第2係及び消防第3係の分掌事務(第12号 を除く。)に関すること。
- 消防防災課救急係の分掌事務に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要と認める事項に関すること。

## 水上消防署

#### <総務係>

- (1) 消防署の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 文書及び公印の管守に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 事務処理用電子計算機の管理に関すること。

- (5) 職員の人事,給与,教養及び服務に関すること。
- (6) 職員の安全衛生管理に関すること。
- (7) 職員の公務災害補償事務に関すること。
- (8) 消防作業従事者等の災害補償事務に関すること。
- (9) 経理に関すること。
- (10) 庁舎管理に関すること。
- (11) 職員の福利厚生に関すること。
- (12) 安全運転管理者の職務に関すること。
- (13) 交通事故の示談解決に関すること。
- (14) 防火安全協会・防火協会の指導に関すること。
- (15) 他の係の所管に属しないこと。

#### < 査察係>

- (1) 防火管理者,防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。
- (2) 自衛消防組織(事業所の自衛消防組織に限る。)の育成及び指導に関すること。
- (3) 神戸市火災予防条例の施行(道路使用工事,断水減水,火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為,煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関することを除く。)に関すること。
- ⑷ 防火対象物の査察の実施に関すること。
- (5) 防火対象物の違反処理の執行に関すること。
- (6) 防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。
- (7) 消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。
- (8) 建築許可の意見に関すること。
- (9) 消防用設備等の指導及び規制に関すること。
- (10) 防火対象物の使用開始検査に関すること。
- 11) 建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関すること。
- 12) 消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。
- 13) 石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。
- (14) 火薬類取締法, 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。
- (15) 火薬類, 高圧ガス, 液化石油ガス, 核燃料物質, 核原料物質, 放射性同位元素, 毒物, 劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。
- (16) 神戸市危険物安全協会の指導に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。

## <消防第1係,消防第2係及び消防第3係>

- (1) 災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関すること。
- (2) 災害活動の指揮及び安全管理に関すること。
- (3) 火災警報,火災注意報及び消防信号に関すること。
- (4) 消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。
- (5) 整備管理者の職務に関すること。
- (6) 消防機械器具の保守管理に関すること。
- (7) 消防用車両,機械器具,通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。
- (8) 関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。
- (9) 救助業務の実施及び訓練に関すること。
- (10) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (11) 災害情報の収集及び記録に関すること。
- (12) 被災証明に関すること。
- (13) 消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。
- (14) 神戸市火災予防条例の施行(道路使用工事,断水減水,火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為,煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関することに限る。)に関すること。
- (15) 消防団に関すること。
- (16) 火災予防広報に関すること。
- (17) 防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関すること。

- (18) 防災教育の支援に関すること。
- (19) 自衛消防組織(事業所の自衛消防組織を除く。)の育成及び指導に関すること。
- 20 事業所の防災協力(総務係の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施(査察係の所管に属するものを除く。)に関すること。

〔消防第1係,消防第2係及び消防第3係係別分掌事務は,消防局長が定める。〕

## <救急係>

- (1) 救急業務の実施及び訓練に関すること。
- (2) 救急統計及び救急報告に関すること。
- (3) 管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 市民救急の普及啓発に関すること。
- (5) 救急広報に関すること。
- (6) その他救急事務に関すること。

## 令和元年度 主要事業の概要

## 1 みんなで安全・安心に取組むまち

- (1) 防災福祉コミュニティ支援事業の推進(予防課)
  - 災害時の初動対応マニュアルである「地域おたすけガイド」の作成支援
  - ・防災資機材更新に対する助成
- (2) 消防団の充実・強化(消防団支援課)
- 新・消防団搬送車(8台)を市街地消防団へ配置
  - ・消防団積載車(8台)と小型動力ポンプ(15台)の更新
- 新・消防団員被服の充実
  - ・消防団装備の更新(令和元年度 全消防団員への配置完了) 防火服,防火帽,防火手袋,雨具,ヘッドライト
- 新・消防団緊急通報システムの機能強化、拡充
  - ・消防団詰所・器具庫の整備(設計2カ所・建築2カ所)
- (3) 市民消火用資機材の整備 (警防課)
  - ・地域住民による初期消火活動に使用するために、公園等の耐震性防火水 槽に併設された消火用ポンプ一式を更新(10基)

## 2 防災への心を育むまち

- (1) 火災予防広報の充実強化(予防課)
  - ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器などの住宅用 防災機器等の普及促進と維持管理の啓発を推進
  - YouTube 等を利用した火災実験動画公開などによって、家庭内での火災予防に対する意識啓発を促進
- (2) 防災教育の推進(市民防災総合センター)
  - ・市民防災総合センターの施設を活用した体験型訓練や総合的な防災研修 メニューを活用しながら、市民防災教育を推進
- 新・VR(仮想現実)を導入した訓練メニューの開発

## 3 命を大切に考え取組むまち

- (1) 市民への応急手当の推進(救急課)
  - ・地域や職場のリーダーとして、救急インストラクターを養成
  - ・年間3万人を目標に、応急手当普及にかかる講習を実施
- (2) 救急車の適正利用の促進(救急課)
- 新・病院への送迎に民間搬送事業者等を使いたい人に、システムの自動応答で事業者を紹介する「神戸市病院送迎紹介コールセンター(愛称:おくる電)」の運用を開始(平成31年3月~)

- ・保健福祉局が進める「救急安心センター事業」と連携しながら、引き続き市民に対して救急車の適正利用の広報、啓発活動を実施
- (3) 高度救命体制の推進(救急課)
  - ・救急救命士10名の新規養成及び処置拡大の実習等を実施

## 4 消防サービスが行き届くまち

- (1) 消防庁舎の整備・改修(総務課・施設課)
- 新・西神南地区への消防出張所整備
- 新・消防庁舎の津波・高潮被害を防ぐため、止水板整備等の浸水対策を実施 水上消防署、中央消防署栄町出張所、兵庫消防署運南出張所
  - ・兵庫消防署の建替(兵庫区庁舎整備事業)令和元年度 仮設庁舎での運用開始予定令和3年度 新庁舎運用開始予定
- (2) 防災活動車両等の整備(施設課)
- 新・消防用重機と搬送車 1台
- 新・ブーム付多目的消防ポンプ自動車 1台
  - ・CAFS (圧縮空気泡消火システム) 付小型タンク車 2台
  - ·特別高度救助工作車 1台
  - ・ポンプ付救助車 1台
  - ・資機材搬送ポンプ自動車 2台
  - ・高規格救急車 5台

## 5 あらゆる災害に備えるまち

- (1) 神戸市・兵庫県消防防災ヘリ共同運航(航空機動隊)
  - ・ 兵庫県と共同運航により消防防災ヘリ3機の運航を継続
- (2) 消防用ドローンの導入(警防課)
- 新・消防用ドローン(総務省消防庁無償使用制度)の運用開始
- (3) 国家的イベントに対する警戒体制の強化(警防課)
- 新・ラグビーワールドカップやG20 サミットの開催に備え、特殊災害対応能力等の強化と査察による防火対象物の安全性向上を図る
- (4) 防災情報システム等の更新(施設課)
- 新・機器更新を行い、映像信号のデジタル化などシステム機能を強化(元号 改正対応含む)
- (5)消防水利の充実(警防課)
  - 耐震性防火水槽(40 t)を設置(1基)
  - 戦前・戦中に設置された道路下防火水槽を撤去(7基)